

Title	山本英史編 『中国近世の規範と秩序』
Sub Title	Eishi Yamamoto (ed.), Norm and order in early modern China
Author	亀岡, 敦子(Kameoka, Atsuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.83, No.4 (2015. 1) ,p.143(459)- 153(469)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150100-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山本英史編

『中国近世の規範と秩序』

亀岡敦子

一 本書の意味で中国の「法」を理解したことにはならぬ
 い」という共通の問題意識を持った九名の執筆者によつて作成された論文集である。以下に本書の構成を示すことにしたい。

山本英史 『中国近世の規範と秩序』序

青木 敦 「地方における法の蓄積とその法典化——

五代く宋の特別法をめぐって——」

大澤正昭 「南宋判語にみる在地有力者、豪民」

大島立子 「元朝における儒学的理念の浸透と教育」

濱島敦俊 「明代江南は「宗族社会」なりしや」

高遠拓児 「清初の坊刻則例集について——嵯永仁輯

『集政備考』を中心に——」

岸本美緒 「清代前期定例集の利用について」

本書は、東洋文庫の研究部東アジア研究部門前近代中国研究班「前近代中国民事法令の変遷」グループの研究成果である。本グループは二〇〇三年に発足して以来、歴史学的方法を通して中国の法と社会のあり方の解明に努めてきた。その成果として、これまでに大島立子編『宋—清代の法と地域社会』（東洋文庫、二〇〇六年）および同編『前近代中国の法と社会 成果と課題』（東洋文庫、二〇〇九年）がある。本書はその成果の継承発展をはかるべく、「法」の背景、すなわちその向こう側にある「法」を超えたところにある不文律の「規範」とそれによって成り立っている「秩序」を読み解かなければ

山本英史 「光棍例の成立とその背景——清初における秩序形成の一過程——」

小川快之 「清代江西・福建における「溺女」習俗と法について——「厚嫁」「童養媳」等の習俗との関係をめぐって——」

西 英昭 「中華民國民法に至る立法過程の初歩的検討——夫婦財産制を中心に——」

二

青木論文。宋朝は、全国に通用する一般法たる「海行法」の行政的不足を補うため、「特別法」と称される、地域・部局別あるいは用務ごとの法典を頻繁に編纂・頒行した。また、各地方独自の法や先例の蓄積、その運用法に対して、特別法の領域で各地に適用される法を編纂することで地方独自の法運用を避け、国家として法体系的整合性を維持しようとした。本論文では、このような特別法（地方法）の実態を明らかにすることで、宋代法制度の特質を描こうとしている。

著者によると、靖康の変以降の朝廷における文書喪失は、中央と地方との乖離を招き、地方胥吏の舞文や法的整合性の問題を発生させた。朝廷は胥吏の省記、各司・

各地の記録の蓄積に依存して再度の整理・編纂を試みた。また、宋代の法制には地方に存在する独自の文化・慣習が法に入り込んでゆくという特異な側面があったという。宋朝が地方・部局の独自の法を編集して新たに法典化した背景には、国家として明確な法体系の整合性を維持しようとする、法令準拠主義があったという。宋朝は行政を立法によって実行できると考えた唐の姿勢を受け継ぎながら、急激な経済的社会的発展を遂げた諸地域を統治していた。その結果、政策を法律化・法典化する必要があり、拡大する社会・経済規模に対する法制的行政の限界に来ていたと著者は結論づける。

本論文には、宋代法制を他の時代・地域と比較してその中に位置づけようとする姿勢が一貫してうかがわれる。著者の論じるとおり、格・敕・令などの国法によって行政を規範化した宋朝の制度は、過去の命令・前例の蓄積によった元・明・清と比べると異質である。また、明清時代において国家の制定した法と比較すると、本論文で提示されている宋代の海行法・特別法の数は驚くべき多さである。著者は、朝廷の諸政策遂行のため相次いで法典を編纂した宋朝および宋朝の制度的源流である唐末・五代諸王朝と、膨大な行政案件に匹敵する法典編纂を行

わなかつた元・明・清朝との差異について指摘し、各時代の法制度およびその背景にある理念を考える上での重要な視点を提示している。ただ「地方独自の文化・慣習が法に入り込んでゆく」、「中央の論理」が「地方の論理」より優位にたつたとは言えない」という表現（一五頁）はむしろ、中央で地方の問題に関する法を整備し、地方の論理ではなく、中央の論理で問題に対処しようとしたと解釈すべきではないか。また、『宋会要輯稿』の「文昌、政事之本」という文言を「文の昌なるは政事の本」とし、「文昌」を「天下が文治で栄える」と解釈している（一八頁）が、「文昌」とは「文昌省」つまり尚書省の別名であり、「尚書省は政事の本」であろう。

大澤論文。官戸、形勢戸、士人、豪民についてはこれまで様々な研究がなされてきたが、本論文は諸研究の成果をふまえて、基層社会における再生産構造のあり方、社会構造の変化を探るための手がかりを得ることを目標とし、『名公書判清明集』をはじめとする南宋時代の判語に登場する基層社会をリードした豪民・在地有力者階層全般に注目して、その活動および彼らと国家との関係、影響力の実態と特質を探らうとする。

著者は、南宋判語の用例では、在地有力者の身分は国

家機構の構成員、準構成員、裁判業務の補助的職業が大部分を占めていたと指摘する。在地有力者の組織は、家長と家族を中核とし、そこに個人的関係によって結集してきた人間の集団であり、当時の物流の発展を基礎として、土地の集積による地主経営とともに、高利貸をおこない、物流にかかわる事業を展開した。これらの収益が在地有力者・豪民の経済的基盤となり、彼らはそれをもとに、基層社会に対して私的訴訟への直接的・間接的関与といった「公共業務」を通じて影響力を行使していたことが明らかにされている。

著者の指摘する、唐代後半以降の物流の発展と新興在地有力者の経済基盤の関係は、宋代の基層社会のあり方を考える上で関鍵的な問題である。ただし、在地有力者の活躍の舞台が南宋の支配地域全体ではなく、浙東・江東、福建・湖南地域に偏っていたという指摘については疑問がある。このような偏りが現れるのは、扱った史料が当該地域を対象としていたからだと考えられないか。また、いわゆる先進地域と、開発が始まったばかりの地域との差異にも留意する必要があるように思われる。「家族経営ならぬ「世帯」経営」（四〇頁）という著者独自の用語については、今ひとつ不分明であるとも感じる。

大島論文。著者によると、元朝政権は家族にかかわる儒教的理念の強化を図り、「儒教的家族法」が支配層や知識人の間からさらに一般社会に浸透した。そこには新儒学の影響があったという。本論文は、元代における「儒学的家族法」の浸透について、教育制度、とくに社の中に設置された学校を中心として、法の制定者の意図に視点をあてて再検討するものである。

フビライは諸ハーンと同様に儒者を中心とした知識人を招聘して、漢地統治対策について諮問したが、特に新儒学者を重用した。新儒学者は、元朝統治下において漢民族の統治理念を広めようとし、法や律の制定にも関与した。唐律を踏襲して漢民族の風習や『家礼』に則った家族法が改めて定められた。社制も新儒学者によって、同じ思想のもとで設置されたという。

元代の社制において、社の中に設けられた学校を、著者は「社学」と名づける。科挙が行われず、漢民族が政治の中心にいない元朝のもとで、官界での出世が見込めない儒者たちは、儒学理念を守るために教育に活路を見いだした。その背景のもとで「庶民」教育にも関心をもち始め、鄉村でも朱子学の理念を教えることを意図して、社学の設置に熱心であったと述べる。

元朝政権は、鄉村社会の治安維持・秩序維持を期待して社制を実施した。一方で、社制にかかわった新儒学者は、社長・社師に勸農とともに「家族理念」を教えることで社衆を導き、民事的紛争の調停者としての役割を果たすことを期待した。そのことが鄉村内に家族法に関する儒学理念の浸透をもたらす結果となったという。著者は、『元典章』『至正条格』の記事を挙げ「民事に関する規定を地域社会が無視できなくなった一面もあらわしている」とし、法が儒教理念を社会に浸透させる役割を果たしたとする。儒教理念的な社会形成としての社制とそれに付置された社学が、知識人でない人々にも礼の存在を身近にし、その結果、家族法の理念が一般に浸透する契機になったと結論づけている。

儒学的教養はそれを身につける立場にない人々に遵守させるものではないという認識のあった宋代と、士大夫、読書人という階層だけではなく、共通の理念を社会の隅々まで広げることが目的にした制度が作られた元代との、法意識の比較が注目される。ただ、史料の解釈の部分で気になるところがある。著者は、民事に関わる法を地域社会が無視できなくなり、その法が儒教理念を社会に浸透させる役割を果たしたとするが、勸農文の性格

などともあわせて考えると、むしろ郷村社会で儒教的理念や法が無視されており、それを浸透させるために法が出されたと考えるべきではないか。また、『閑居叢稿』の「以至治三年、繇平涼府判官転莅茲邑」という文言を「至治三年に莅茲の知県になった」と解釈している（八一頁）が、「至治三年を以て、平涼府判官より転じての茲（この邑に莅（のぞ）む」と読むべきであろう。

濱島論文。農村を中心に江南デルタ社会を考察してきた著者は、近年、当該社会の類型について「非宗族性郷社会」の概念を提唱した。本論文は、明代後期の江南デルタを「場」として定め、改めて近世江南デルタの地方社会に占める「宗族」の意義を検証するものである。

万暦前期の松江府推官毛一鷺の『雲間讞略』にある家庭内紛争の案件には、「男性族人が全く登場せず、族的結合の下に同族会議などの調整システムが機能する状況が全く見出せず、族長や同族の尊長が介入して解決に努めた痕跡が全く見られぬこと」から、福建・広東・江西などとは対照的に、江南デルタには「活きた社会組織としての宗族結合の不存在、ないし宗族が人倫・秩序維持と、糾紛解決に機能する状況」が欠如していることを著者は指摘する。つづいて四家の士大夫家族に関わる文献

を解析し、当該地域における同族結合の有無を検討し、江南デルタの社会構造の特質を理解する上で、宗族結合や組織が不可欠の要素ではなく、「宗族」は「構造論理」として組み込まれていなかった」という。

著者によれば、明代後期の江南に「同族組織が存在しない」のは、江南デルタ低湿地は辺境ではあるものの、華南地方とは異なり、すでに国家権力の行政ネットワークが存在し、民間が自らの社会組織を形成して紛糾を解決せずとも、公権力に依存することが可能であったからだという。開発段階における、社会治安の良否、行政機制的有無、族群・言語矛盾の強弱が、宗族という血縁的社会組織が形成されるか否かの分岐を決定する大きな鍵となっていたのである。李日華『味水軒日記』と支大綸『支華平集』に共通して見いだされるのは、宗族組織の欠如という状況の下で、族譜の編纂を通じて同姓の士大夫家族と同族関係を形成し、「想像の共同体」を創出しようとする試みであった。著者は、明代後期の江南デルタに存在した「社会集団」「社会組織」の実態を欠いた「想像の共同体」としての「宗族」を、「擬制宗族」と呼ぶことを提唱している。

以上が本論文の要旨である。著者は、関係史料を一条

一条厳密に読み込むことで、明代後期の江南デルタにおける「宗族」の不存在を論証している。伝統中国の漢民族社会の特質として重視されてきた宗族組織については、これまでの研究の蓄積から見ても華南における宗族像が想起されがちだが、これをもって中国全土を一元的に理解することに注意を喚起するものだといえよう。ただ、評者が疑問に感じた点として、華南と江南において、そもそも「宗族」に対する認識・概念の違いがあり、江南の概念に従えば、江南に宗族は「存在する」可能性はないのだろうか。「擬制宗族」という表現についてであるが、通譜によって共通の祖先を設定し、宗族関係を構築する現象は福建や広東でも見出すことができる。宗族とはそもそも「想像の共同体」とは考えられないか。

高遠論文。清代に実務家のために刊行された坊刻の則例集は、康熙四〇〜五〇年代から相次いで出版され、『康熙字典』や『雍正会典』などの内容を補う上で有用な制度史の史料群である。順治〜康熙前半の例を収録するものとしては、康熙九年（一六七〇）に成書した『集政備考』と『六部題定新例』が存在する。本論文は、これら二種の則例集を紹介・比較しながら、その成立した背景について、康熙七年（一六六八）の「酌復旧章」と

関連させて考察する。

『集政備考』の編者である嵇永仁は、長年の幕友としての蓄積から本書を出版し名声を得たが、福建総督范承謨の幕府にいたときに三藩の乱に遭難して自経した。本書に収録される順治五年（一六四八）〜康熙九年（一六七〇）の例の中では、康熙七年（一六六八）年の例が特に多という。凡例によれば、本書は旧例から新例に至るまでの議論の「始末」を重視し、「酌復旧章」に関わる例を極力載録したという。一方『六部題定新例』は、『集政備考』よりも実用性が重んじられ、康熙二十年代まで増補・再版が続いていた。本書に載録されるのは康熙年間（一六六八）の例に限られるが、『集政備考』がフォローしない康熙九年（一六七〇）七月以降の例を追跡することができる。

著者は、「酌復旧章」が煩雑な則例を整理・改善し、順治朝と輔政期の行政を点検・整理して新時代への体制を整えるための提案であり、清朝の則例編纂史上、地方行政の末端の人々の意識にも影響を及ぼした注目すべきものの一つと位置づける。「酌復旧章」の結果を把握するため、総合的な例の編纂物の必要性が高まり、『集政備考』や『六部題定新例』が生まれたと結論づける。

以上のように、『集政備考』からは、清初康熙年間の中央行政の動向について多くの情報が得られる。後述の山本論文では、『集政備考』が清初の法令の変遷をうかがう上で、有用な史料であることが実際に示されている。「酌復旧章」によって当時の中央行政や後年の官刻則例集・会典、刑部の条例の編纂にどのような影響をもたらしたのか、また、山本論文で扱われる康熙後半から乾隆初年までの坊刻則例集とはどのような継承関係があるのか、今後の研究が期待される。

山本論文。明清時代には、国家の行政運営に関わる慣例や個別的決定が体系化されることのないまま時とともに無数に蓄積されていった。その中から行政の参考になるものを取り出して把握することが切実に要求されたため、特に清代には一次性の記録を選別・要約した、官刻あるいは坊刻の定例集が数多く刊行された。著者は、定例集について、従来「性格の分析や、網羅的リストアップの試み、および種別による分類整理などは、……かなりの程度なされて」きたが、「明清時代の「例」に関する研究は、「律」に対する副次法典としての側面に重点をおいて行われてきた」と述べる。本論文は、「いくつかの定例集を組み合わせてある程度網羅的かつ有用な定

例のデータベースを作ることができるものなのか」という問題につき、実用的な観点から検討を加えている。

康熙年間（一六六二～一七二二）後半から乾隆（一七三六～九五）初年までに編纂された坊刻定例集五種『本朝則例類考』『本朝統增則例類編』『定例全編』『定例成案合鑑』『定例統編』の編集方針の共通点・相違点の整理を通じて、それぞれの出版の背景に存在する文人ネットワーク、定例集の読者の要求や、当時の人々の「例」に対する意識をうかがい知ることができるといふ。また、上記五種の有用性の実例として、康熙二十四年（一六八五）以降の二十余年に及ぶ「錢法」関係の諸規定を抽出して分析を行い、相互に参照することで、他の文献では得られない情報を、ある程度の具体性をもって理解することができ、この時期の史料の不足を補いうるものであることを明らかにする。

以上のように、本論文は、今後の清代法制史研究の発展の土壌となるものと位置づけられよう。この成果を踏まえた今後の議論の展開に期待したい。

山本論文。一般庶民から無頼漢や下級役人まで「不法行為」に及ぶ者を「光棍」という名の下に処罰することは清代に多く見られ、康熙年間にその適用をめぐって議

論が集中した。光棍例については蘇亦工「清律」「光棍例」之由来及其立法瑕疵」(『法制史研究』第一六期、台北・中国法制史学会、二〇〇九年)があり、立法技術における光棍例の由来とその「瑕疵」および「光棍」の語義の変遷に踏み込んだ議論を展開している。著者は、光棍例の成立過程を通じて、その背景にあったと考えられる康熙年間における秩序形成のあり方を具体的に明らかにし、蘇亦工論文への異論をも提示しようとする。

光棍例とは『大清律例』卷二五、刑律、賊盜下、恐嚇取財律に附された条例である。そこには「光棍」を取りしめるもうひとつの条例(著者は仮に「棍徒例」と呼ぶ)が附されていた。著者によると、光棍例は康熙十二年(一六七三)～十五年(一六七六)の三藩の乱を背景として、政權安定までの過渡期的体制下における反清・反体制分子から体制内の不穏分子に至るまで取り締まりを強化するという政治方針を反映して制定された。反社会的、反秩序的、反道徳的と判断される集団ないし個人に対し、その多様で無限的な行動を抑制することを目的し、それゆえ違反者に対する処分は苛酷なものであったという。しかし、その原則的な準拠は他との均衡を欠き、多くの支障が生じる結果を招いた。康熙十九年(一

六八〇)以降、光棍例のむやみな適用をめぐって清朝中央で議論が展開し、中国本土支配が安定し始める康熙二十年(一六八一)前後を境に、その原則を法制の上では維持しつつも、「光棍」に対して光棍例で処断することは回避する穏当な対応が取られることになった。これが清末に至るまで踏襲されたのである。

著者によれば、明末、農村社会の流動化に伴い人が都市へと流入し治安が悪化した。清朝はこれに対処するため光棍例を設け、地域に法制に基づいた一定の秩序を求めた。ここに、不寛容で原則的な統制を頑なに貫こうとする、清朝の中国本土支配をめぐる清初特有のあり方が発現していると著者は結論づける。

評者は法制史に関しては門外漢であるが、このように法の成立の背景について考察をめぐらせることで、当時の社会状況の一端をうかがい知ることができるという点で、多くのことを教えられた。なお、本論文では、同治九年(一八七〇)の官撰刊本『大清律例』三九巻を定本としている。「光棍例」は順治律には見出せないが、何れの時期に法律書に採録されたのかを考察する上では、沈之奇『大清律輯註』(三〇巻首一卷、康熙五十四年序刊本)を取りあげる必要があったのではないか。

小川論文。明清時代に江西・福建・浙江で顕著に見られた「溺女（女兒の間引き）」の習俗について、地方官による関連の告示が多数現存する清代の江西・福建に焦点を絞り、それぞれの地域的差異に着目しながら検証するとともに、ひいては伝統中国の地域社会における法の運用の実態を明らかにしようとするものである。

清代の江西・福建では、貧困層が「溺女」を行っていた様子がうかがえ、女兒だけでなく、男児も「溺嬰」していた可能性を指摘する。また、富裕層が「溺女」を行う場合も多く見られ、その背景には、「粧奩」の高額化などの「厚嫁」習俗があり、それは当時の人々にも広く認識されていた。浙江・広東・湖南にも同様の事例が見られるという。「溺女生男（娘を産めば必ず三人続くが「溺女」をすれば息子が産まれる）」という観念も存在していた。一方で「童養媳（嬰兒同士で婚約し、成長すると夫婦とする）」や子の出家、婚礼の簡素化によって「溺女」を回避する対策もとられたと述べる。著者はこれを「不「溺女」化」と呼ぶ。また、地方官も先例での対応を参照しつつ、臨機応変な対応策を取っていたという。各地域の事例を検証することにより、「溺女」習俗の形成や文化的背景、地方官の対応には地域的差異があ

ることが確認できたと結論づける。

以上が本論文の内容であるが、若干の問題点・疑問点がある。著者は「溺女」習俗とその対策について地域的差異を強調するが、評者には著者の主張する差異を読み取れなかった。むしろ南方においては普遍的な現象であった印象を受ける。「伝統中国の地域社会における法の運用の実態」についても、最後まで判然としない。禁令・告示を通じた地方官の臨機応変な対応は「法」とは別の次元の問題としてとらえるべきではなからうか。また、「不「溺女」化」という文言には違和感を禁じ得なかった。上述のように「溺女」を回避することを指すのだろうか、いまひとつ不分明である。さらに、汪応辰『文定集』の記事をもつて、宋代福建の福州に「不「溺嬰」化」が見られたことがあると論じるが、ここで宋代の事例を取り上げる意図はどこにあるのであろうか。

ただし、本論文で多数提示された「溺女」関連の禁令・告示を一条一条読み解けば、各地各様の「溺女」の実態に関する詳細な知見が得られるのは間違いないであろう。「溺女」習俗は、明清時代の婚姻や粧奩、女子財産権についての議論を展開する上でも重要な問題であるだけに、今後の研究の深化を期待したい。

西論文。清朝末期から中華民國に至る近代的な民法編纂については、中華民法典に至るまでにさまざまな草案群が作成されているが、これらの搜索と史料批判、基本的情報の整理は十分には行われていない。他方、台湾では二〇〇二年、夫婦財産制に関して民法の大改正が行われた。著者は、以上の問題点に基づき、清末から中華民國民法に至る立法過程について、各種草案の版本の整理と確定および関連する判例、学説の整理を行い、その上で夫婦財産制を取り上げて考察を行っている。

著者は、民律の起草過程、草案の援用、中華民國民法に至るまでの立法過程では、中国の風俗習慣・礼教に関する問題が多い親屬・継承部分が議論となっていたことを明らかにする。ここで夫婦財産制を規定する条文の変更と大理院判例、当時行われた論争に注目し、夫婦財産の「共有」の問題、その前提となる女子の財産権とくに結婚持参財産および結婚後に得た財産についての問題、女子継承権の問題が議論となっていたと述べる。著者は、夫婦財産制について、通常指摘されるような国民党期の女性権利拡大運動より前に、女性財産権の中でも共有の前提としての個人財産権の創出という形で、大理院判例において改革に着手された可能性を指摘する。立法過程

においては、旧来の法に存在しなかった西洋の夫婦財産制の諸形態と、伝統中国の財産保有のありかたとのせめぎあいがあった。中華民法は最終的に、法定財産制としてはスイス民法に倣って聯合財産制を、約定財産制としては共同財産制か統一財産制のどちらかを選択する形を採用した。

以上の整理によれば、清末からの夫婦の特有財産として存在する妻の持参財産に関する権利が議論となっていたことがうかがわれる。妻の持参財産、すなわち粧奩に関しては、家族法の一部として、女性の財産権の問題として、宋代あるいはそれ以前の時代を基点としたいくつかの研究があり、誰によって使用収益されるか、法的な所有者は誰か、また粧奩についての法律上の規定に対して、実際上の扱いおよび人々の認識の実態はどうだったのかという問題が検討されてきた。夫婦財産制が結果として中華民國当時の社会では活用されていなかったという著者の指摘は、伝統中国における法律と実社会との問題を近代から遡及的に考察する上で、重要な示唆を与えるものだといえよう。

さて、本書は『中国近世の規範と秩序』と題するものの、法制史の面にやや偏り、「法」の背景にある「規範」とそれによって成り立つ「秩序」については、未だ不明確な点が多く存在するように思われる。しかしながら、宋代から民国初期までの長期的視点によって書かれた論文集である点に本書の価値が見出され、通読してはじめて、法の歴史の変遷と各時代の法の歴史的位置づけについて気づかされたことも多かった。中国の法と秩序について考えるためのヒントに満ちていることは間違いない。評者の能力不足からくる誤解・誤読も多々あると思われるが、これらについては各執著者ならびに読者の寛恕を乞う次第である。